



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月20日（金曜日）号外 第 10 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

条 例

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………（自然環境課） 2	○神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例…（観光推進課） 4
○宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例……………（商工政策課） 3	○宮崎県食の安全・安心推進条例……………（営農支援課） 6
○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（労働政策課） 4	○宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例……………（農村計画課） 9
	○国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例……………（ ” ） 9
	○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路保全課） 10
	○県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例……………（ ” ） 14
	○都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市計画課） 16

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第13号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、関係条例の整理を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成27年 5 月29日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例（条例第14号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
小規模企業者等設備導入資金貸付事業、高度化資金貸付事業その他小規模企業者等の振興に資する貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第15号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
緊急雇用創出事業臨時特例基金（平成25年度末までに終了する緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業及び震災等緊急雇用対応事業）の執行済みのものを除いた残額を国へ返還するため、処分の特例に関する改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例（条例第16号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与するため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県食の安全・安心推進条例（条例第17号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
食の安全・安心の確保に関して基本理念、関係者の責務及び役割並びに施策の基本となる事項について定め、関連する施策を総合的かつ計画的に推進を図るため、条例を制定することとしました。

2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例（条例第18号）

- 1 廃止の理由及び主な内容
独立行政法人森林総合研究所が行った都城区域農用地整備事業は、条例で定めた工事完了の公告から8年が経過したことから、条例を廃止することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例（条例第19号）

- 1 制定の理由及び主な内容
国営大淀川右岸施設機能保全事業の実施に伴い、県が徴収する負担金に関して必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 改正の理由及び主な内容
社会情勢の変化等を踏まえ、道路占用料の額の改定等所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 改正の理由及び主な内容
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 改正の理由及び主な内容
道路占用料の額の改定を踏まえた都市公園の占用許可による使用料の額の改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宮崎県税条例の一部改正）

第1条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(狩猟税の証紙徴収の方法) 第85条の2 狩猟税の納税義務者は、次条第1項に規定する申告書に県が発行する証紙をはり付ける方法により税金を納付し、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第56条の申請書に納税済証印を受けなければならない。	(狩猟税の証紙徴収の方法) 第85条の2 狩猟税の納税義務者は、次条第1項に規定する申告書に県が発行する証紙を <u>貼り付ける</u> 方法により税金を納付し、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第56条の申請書に納税済証印を受けなければならない。

（宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号。以下この項において「鳥獣保護法」という。）に基づく狩猟免許、狩猟免状、狩猟者登録、鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認、指定猟法禁止区域における鳥獣の捕獲等の許可、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売の許可又は特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認に関する事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 鳥獣保護法第41条の規定による狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 鳥獣保護法第46条第 1 項の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3) 鳥獣保護法第61条第 4 項の規定による狩猟者登録を受けた者からの変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>9～11 [略]</p>	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14年法律第88号。以下この項において「鳥獣保護管理法」という。）に基づく狩猟免許、狩猟免状、狩猟者登録、鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認、指定猟法禁止区域における鳥獣の捕獲等の許可、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売の許可又は特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認に関する事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 鳥獣保護管理法第41条の規定による狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 鳥獣保護管理法第46条第 1 項の規定による狩猟免状の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3) 鳥獣保護管理法第61条第 4 項の規定による狩猟者登録を受けた者からの変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>9～11 [略]</p>

（宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部改正）

第 3 条 宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例（平成24年宮崎県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第 9 項及び第29条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第34条第 7 項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第 2 項ただし書の規定に基づき、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法について定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第 14項ただし書（法第28条第 9 項及び第29条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第34条第 7 項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第 2 項ただし書の規定に基づき、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法について定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成27年 5 月29日から施行する。

宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計条例

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 209条第 2 項の規定により、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 9 条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第 115号）第 3 条第 1 項並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第 147号）第15条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく貸付事業その他小規模企業者等の振興に資する貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第 2 条 この会計においては、貸付金の償還金、借入金、一般会計繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金、借入金の償還金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 基金は、平成25年度に限り、第5条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>3 基金は、平成26年度に限り、第5条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例

宮崎県は、霧島錦江湾国立公園をはじめ日豊海岸、日南海岸、祖母傾及び九州中央山地の4つの国立公園など豊かな自然にあふれ、温暖で年間を通じて花が咲き誇るなど暮らしやすい気候に恵まれている。また、天孫降臨や天の岩戸開きなど日本発祥にまつわる日向神話のほか、伝説や文化遺産が数多く残され、おおらかで、優しい県民性も持ち合わせている。

本県では、昭和初期から全国に先駆けて観光振興に取り組み、昭和40年代には、新婚旅行のメッカとして多くの観光客で賑わい、観光県南国宮崎として知られてきた。しかし、全国各地で観光地の整備が進む中、観光地間の競争激化や海外旅行の拡大、観光形態の変遷とともに、観光県としての地位は大きく低下してきた。

今、国内では人口減少及び少子高齢化が進み、観光分野における国際競争の激化など日本を取り巻く環境も大きく変わろうとしている。また、旅行者の価値観も多様化しており、歴史、文化、自然、食等その地域ならではの体験や住民との触れ合いも旅行の重要な要素となってきた。

観光県として再興するためには、社会の変化や潮流を踏まえ、本県の観光資源を見つめ直し、磨き、創造し、発信し、旅行者のニーズに的確に対応していくとともに、世界に誇ることのできるおもてなし環境を整備する必要がある。

観光産業は、旅行業や宿泊業だけでなく、農林水産業や商工業をはじめ幅広い分野に関連し、その振興は、地域経済の活性化や雇用機会の増大に貢献するものである。また、旅行者と地域住民との交流や相互理解が促進されるとともに、県民が郷土の歴史、文化等に対する理解を深め、地域に誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の形成にもつながるものである。

このため、本県観光の振興を県政の重要な課題と位置付け、県だけでなく、観光に携わる様々な機関が連携し、総合的かつ計画的に観光の振興に取り組むために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県の観光振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「観光事業者」とは、観光に関する事業を営む者をいう。

2 この条例において「観光関係団体」とは、観光事業者で組織される団体その他観光に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、地域資源を生かした魅力ある観光地の形成を図るとともに、国内外からの観光旅行を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力ある地域社会の実現のために重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 観光の振興は、観光産業が農林水産業、商工業等の幅広い分野に関連する産業であり、将来にわたり本県経済の発展に大きな役割を担う産業であるとの認識の下に行われなければならない。

3 観光の振興は、将来にわたる持続的で良好な自然環境、景観及び風土の保全並びに歴史的又は文化的資産の保存を図ることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

4 観光の振興は、地域における自主的かつ主体的な取組を尊重するとともに、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、一体となって取り組むことが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、観光振興に関する施策を推進する責務を有する。

2 県は、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携して、観光振興の取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行う責務を有する。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念のっとり、地域の特性を生かした観光振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光振興に関する施策と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念に定める観光振興の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第7条 観光事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を通じて旅行者に快適なサービス及び環境を提供し、旅行者の満足度の向上に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

第8条 観光関係団体は、基本理念のっとり、観光に関する情報の発信、旅行者の誘致、受入態勢の整備等に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光振興に関する基本方針）

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光振興に関する施策を立案し、及び実施するものとする。

（1）地域の神話、伝説、歴史、文化、自然、景観、食等を生かした魅力ある観光地づくりを促進すること。

（2）スポーツ施設等の充実に努め、スポーツのイベント並びにキャンプ及び合宿の誘致を促進すること。

（3）国際会議、展示会その他の行事の誘致を促進すること。

（4）自然、農林水産業等を活用した体験型観光その他の多様な観光旅行の開拓及び普及を促進すること。

（5）多様な媒体を活用した情報発信の充実及び戦略的な誘致活動に努め、国内外からの観光旅行者の来訪を促進すること。

（6）おもてなしの心の醸成を図るとともに、旅行者への良質なサービスが提供されるよう、観光事業に従事する人材の育成及び資質向上を図ること。

（7）高齢者、障がい者、外国人をはじめ全ての人々が安全かつ快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること。

（8）交通機能の充実、街並みの整備、自然環境及び景観の保全その他観光基盤の整備を促進すること。

（9）県又は市町村の区域を越えた広域的な観光誘客等の取組を促進すること。

（観光振興計画の策定）

第10条 知事は、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興に関する計画（以下「観光振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、観光振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、宮崎県観光審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、観光振興計画を定めたときは、これを遅滞なく公表するものとする。

4 前2項の規定は、観光振興計画の変更について準用する。

（観光振興施策の実施状況の公表）

第11条 知事は、観光振興計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年度公表するものとする。

（統計調査等）

第12条 県は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第13条 県は、観光振興のための施策を推進するため、体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（審議会の設置）

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、宮崎県観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（1）観光振興計画の策定及び推進に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、観光振興に係る重要事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第15条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、観光振興について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

（委員の任期等）

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長等）

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第19条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（宮崎県観光審議会条例の廃止）

2 宮崎県観光審議会条例（昭和57年宮崎県条例第15号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の宮崎県観光審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により宮崎県観光審議会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第15条第3項の規定により審議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条の規定により委嘱された宮崎県観光審議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により定められた宮崎県観光審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、第17条第1項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

宮崎県食の安全・安心推進条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県食の安全・安心推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 施策の推進体制等（第8条・第9条）

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策（第10条－第23条）

附則

食は、県民の生活にとって最も身近なものであり、生命及び健康を支えるかけがえのないものである。

近年、食品の製造・加工技術は著しく進歩するとともに、流通の広域化や国際化が進み、また、消費者ニーズの多様化等に伴い、様々な食品が流通し、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになった。

一方で、食の安全性が脅かされ、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

また、本県は、全国有数の食料供給県であり、多くの農林水産物の品目において全国トップクラスの生産量をあげ、本県産の食品が全国に流通している。今後、このような本県の強みを生かし、地域ブランドの確立につなげるためには、生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保を図ることが課題となる。

このため、生産から消費に携わる全ての人々が、その役割を認識し、食の安全・安心に向けた取組を積み重ねていくことが必要であり、県としても、従来からの食品安全行政の枠を超え、幅広い視点に立った効果的な施策を推進することが一層重要となる。

ここに、私たちは、県民、生産者、食品関連事業者及び行政が協働し、またそれぞれの責務及び役割を果たすことにより、社会全体で食の安全・安心の確保のための取組を実践していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全に、かつ、安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 2 項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- （2）食品等 食品、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）をいう。
- （3）生産資材 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- （4）生産者 農林水産物の生産（採取及び採捕を含む。）の事業を営む者及びこれらの者で構成される団体をいう。
- （5）食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者（生産者を除く。）をいう。
- （6）食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。

（基本理念）

第 3 条 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、科学的知見に基づいて必要な措置が講じられることによって、食品及び添加物を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
- 5 食の安全・安心の確保は、県民、生産者、食品関連事業者、県及び市町村が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（生産者及び食品関連事業者の責務）

第 5 条 生産者及び食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

- 2 生産者及び食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 3 生産者及び食品関連事業者は、基本理念のっとり、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前 3 項に掲げるもののほか、生産者及び食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第 6 条 市町村は、基本理念のっとり、食の安全・安心の確保に関する施策に関し、県及び関係団体等と連携を図り、その市町村の区域の特性に応じた施策の推進に努めるものとする。

（県民の役割）

第 7 条 県民は、基本理念のっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深め、並びに必要な情報を収集するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念のっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないように努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念のっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第 2 章 施策の推進体制等

（施策の推進体制）

第 8 条 県は、食の安全・安心の確保に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、宮崎県食の安全・安心対策会議を設置し、関係部局相互の協力体制を強化するとともに、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する対策の基本的事項及び具体的施策について

検討を行うものとする。

（推進計画）

第9条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、食の安全・安心の確保に関する施策の方向、施策の具体的な内容及び目標その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民、生産者及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

（安全・安心な農林水産物の生産及び供給）

第10条 県は、安全・安心な農林水産物の生産及び供給を行うため、農林水産物の種類に応じ、農産物の残留農薬検査等による安全対策、家畜等における防疫対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（各段階における安全性の確保）

第11条 県は、食の安全性の確保を図るため、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、販売施設に対する監視指導、食中毒防止対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品表示の適正化の推進）

第12条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、生産者及び食品関連事業者に対して食品の表示が適正に行われるよう、監視、指導等を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策）

第13条 県は、医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害を防止するため、当該食品に関する苦情及び相談の対応並びに情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発）

第14条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民、生産者及び食品関連事業者に対し、食生活、食品衛生及び消費生活に関する普及及び啓発を行うものとする。

2 県は、食中毒事故の防止及び衛生管理の向上を図るため、毎年8月を食品衛生月間と定め、その周知及び県民への定着を図るものとする。

（食育の推進）

第15条 県は、県民が食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが食の安全・安心の実践に資することに鑑み、食育を推進するものとする。

2 県は、県民への食育の浸透を図るため、自分で弁当を作る弁当の日を推進し、その周知及び県民への定着を図るものとする。

（地産地消の推進）

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識及び理解を深めるとともに、県民、生産者、食品関連事業者その他関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消を推進するものとする。

2 県は、県民への地産地消の浸透を図るため、毎月16日をひむか地産地消の日、毎年11月を地産地消推進月間と定め、その周知及び県民への定着を図るものとする。

（生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立）

第17条 県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主管理体制を確立するため、生産に係る情報及び工程の管理に関する手法及び知識の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他必要な施策を実施するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主管理体制を確立するため、食品衛生管理及び体制に関する情報の提供及び助言、食品の製造又は加工工程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他必要な施策を実施するものとする。

（人材の育成及び資質の向上）

第18条 県は、生産者、食品関連事業者及び関係行政機関における食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するとともに、資質の向上を図るため、講習会の開催その他必要な施策を実施するものとする。

（危機管理体制の整備）

第19条 県は、食品等の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（試験研究の推進等）

第20条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階に応じ、関係機関と連携を図り、食品等の安全・安心に関する調査研究の推進、その成果の情報提供及び普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第21条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、県民、生産者、食品関連事業者その他関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

（関係機関との連携）

第22条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町村その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国、他の都道府県又は市町村に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（財政上の措置）

第23条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例

宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例（昭和60年宮崎県条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例（平成25年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項、<u>宮崎県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例附則第2項</u>、国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項及び国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項、国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項及び国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>

国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第2項及び第9項の規定により県が徴収する国営大淀川右岸施設機能保全事業（以下「国営土地改良事業」という。）に係る負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（負担金の徴収）

第2条 県は、法第90条第1項の規定により国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該負担金（以下「県負担金」という。）の一部を、国営土地改良事業によって利益を受ける者が国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から徴収する。

2 県は、受益者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

3 県は、宮崎市が、その区域内にある土地に係る受益者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担することに同意をした場合には、第1項の規定により徴収する負担金の徴収に代えて、宮崎市にその負担金を負担させる。

4 県は、前3項の規定によるほか、宮崎市に対し、その受ける利益を限度として、県負担金の一部を負担させる。

（負担金の額）

第 3 条 前条第 1 項の規定により徴収する負担金及び同条第 4 項の規定により宮崎市に負担させる負担金の総額は、国営土地改良事業に係る負担金の 100 分の 49 以内で知事が定める額とする。

2 前条第 1 項の規定により徴収する負担金の額は、前項に規定する総額から次項に規定する負担金の額を減じた額を受益者が国営土地改良事業の施行によって利益を受ける土地の面積等に応じて割り振って得られる額とする。

3 前条第 4 項の規定により宮崎市に負担させる負担金の額は、宮崎市の意見を聴いた上、県議会の議決を経て知事が定める額とする。
(負担金の徴収方法)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により徴収する負担金及び同条第 4 項の規定により宮崎市に負担させる負担金は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者又は宮崎市の申出があるときは、知事は、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができる。

2 第 2 条第 1 項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、国営土地改良事業が完了した年度（国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第 88 条第 1 項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算して 17 年（据置期間は、2 年）とし、利率は、年 5 パーセントとする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。

3 第 2 条第 4 項の規定により宮崎市に負担させる負担金に係る第 1 項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して 17 年（据置期間は、2 年）とし、利率は、年 5 パーセントとする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、宮崎市に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。

(延滞金の徴収)

第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により徴収する負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、当該負担金の額につき年 14.6 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、¹閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で、その納期限の翌日から当該負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 5 条に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 20 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和 43 年宮崎県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）					
占 用 物 件		単 位	占 用 料		占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			所 在 地					所 在 地		
			市	町村				第 3 級 地	第 4 級 地	第 5 級 地
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工	第 1 種電柱	1 本につき	690	630	法第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工	第 1 種電柱	1 本に	700	650	630
	第 2 種電柱	1 年	1,100	970		第 2 種電柱	つき 1	1,100	1,000	970
	第 3 種電柱		1,400	1,300		第 3 種電柱	年	1,400	1,400	1,300
	第 1 種電話柱		620	560		第 1 種電話柱		620	580	570
	第 2 種電話柱		990	900		第 2 種電話柱		1,000	930	910

作物	第 3 種電話柱		1,400	1,200	作物	第 3 種電話柱		1,400	1,300	1,200		
	その他の柱類		62	56		その他の柱類		62	58	57		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	6	6		共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	6	6	6		
	地下電線その他地下に設ける線類	1 年	4	3		地下電線その他地下に設ける線類	1 年	4	3	3		
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	600	550		路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	610	570	560		
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	370	340		地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	370	350	340		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,200	1,100		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,200	1,200	1,100		
	郵便差出箱		520	470		郵便差出箱		520	490	480		
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,600	980		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,800	890	540		
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	1,100		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	1,200	1,100		
	法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	26		24				26	24	24
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		37		34				外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		37
外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			56	51	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの					56	52	51
外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			74	67	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの					75	70	68
外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			110	100	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの					110	100	100
外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			150	130	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの					150	140	140
外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			260	240	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの					260	240	240
外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			370	340	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの					370	350	340

	外径が1メートル以上のもの			740	670		外径が1メートル以上のもの			750	700	680
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年			1,200	1,100		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		1,200	1,200	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		[略]			地下街及び地下室	階数が1のもの		[略]		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		[略]				階数が3以上のもの		[略]		
	上空に設ける通路			800	490		上空に設ける通路			900	440	270
地下に設ける通路			480	290		地下に設ける通路			540	270	160	
その他のもの			1,200	1,100		その他のもの			1,200	1,200	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	16	10		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		18	9	5
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	160	98			その他のもの		180	89	54
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	160	98		看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	89	54
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600	980			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	890	540
	標識		1本につき1年	990	900		標識		1本につき1年	1,000	930	910
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	16	10		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	9	5
その他のもの		1本につき1月	160	98		その他のもの		1本につき1月	180	89	54	

	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	16	10		幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	9	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160	98			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180	89	54
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,600	980		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	890	540
		その他のもの		800	490			その他のもの		900	440	270
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,100	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,200	1,100
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.025を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	160	98	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	180	89	54
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120	110	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120	120	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
				Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額					Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
				Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額					Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
				Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額					Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.021を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの		Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.021を乗じて得た額	Aに0.021を乗じて得た額
				Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額					Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額

令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に 0.02 を乗じて得た額		
	その他のもの	A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.025 を乗じて得た額		その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額		
令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.025 を乗じて得た額	令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に 0.028 を乗じて得た額		
令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に 0.02 を乗じて得た額		
	その他のもの	A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.025 を乗じて得た額		その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額		
備考	1 [略] 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。			備考	1 [略] 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。 (1) 第 3 級地 宮崎市の区域をいう。 (2) 第 4 級地 都城市、延岡市、日南市、日向市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、新富町及び門川町の区域をいう。 (3) 第 5 級地 小林市、串間市、えびの市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の区域をいう。			
3～9	[略]			3～9	[略]			

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日




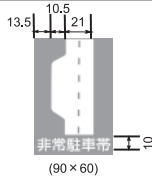
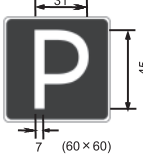

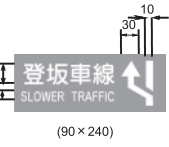
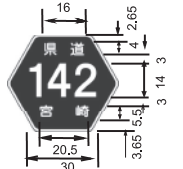
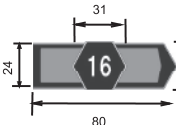
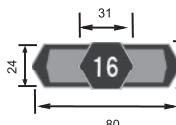
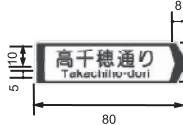

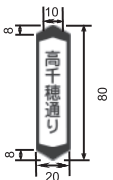
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 21 号






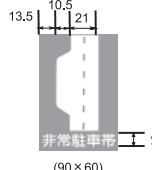
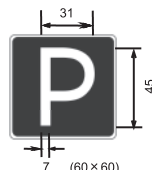
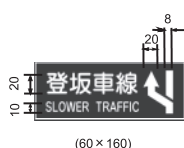
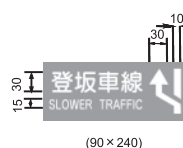
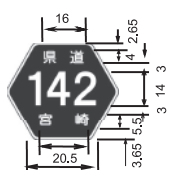
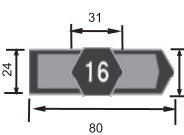
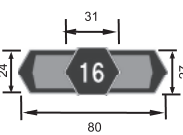

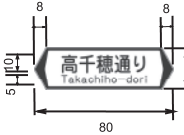
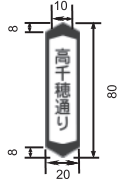
県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

県道の道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年宮崎県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

主要地点 (114 の 2 - B)	非常電話 (116 の 2)	待避所 (116 の 3)	非常駐車帯 (116 の 4)	駐車場 (117 - A)	登坂車線 (117 の 2 - A)
					
登坂車線 (117 の 2 - B)	県道番号 (118 の 2 - A)	県道番号 (118 の 2 - B)	県道番号 (118 の 2 - C)	道路の通称名 (119 - A)	道路の通称名 (119 - B)
					
道路の通称名 (119 - C)					
					

を

主要地点 (114 の 2 - B)	サービス・エリア、道の駅及び距離 (116 - C)		サービス・エリア、道の駅の予告 (116 の 2 - C)		非常電話 (116 の 4)
					
待避所 (116 の 5)	非常駐車帯 (116 の 6)	駐車場 (117 - A)	登坂車線 (117 の 2 - A)	登坂車線 (117 の 2 - B)	県道番号 (118 の 2 - A)
					
県道番号 (118 の 2 - B)	県道番号 (118 の 2 - C)	道路の通称名 (119 - A)	道路の通称名 (119 - B)	道路の通称名 (119 - C)	
					

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第10条関係）					別表第1（第10条関係）						
種類	区分		単位	金額（円）	納期	種類	区分		単位	金額（円）	納期
	[略]				[略]		[略]				[略]
都市公園の占有許可による使用料	法第7条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	690		都市公園の占有許可による使用料	法第7条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	<u>700</u>	
		西都市		650							
		第2種電柱		<u>1,100</u>		第2種電柱	西都市	1,000			
		[略]		[略]		[略]	[略]				
		第1種電話柱		<u>620</u>		第1種電話柱	宮崎市	620			
		第2種電話柱		990		第2種電話柱	西都市	580			
		第3種電話柱		<u>1,400</u>		第2種電話柱	宮崎市	1,000			
		その他の柱類		62		第2種電話柱	西都市	930			
		[略]		[略]		第3種電話柱	宮崎市	1,400			
		その他の柱類		62		第3種電話柱	西都市	1,300			
	[略]	[略]	その他の柱類	西都市	58						
		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>4</u>			[略]	長さ1メートル1年につき	[略]		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>600</u>			地下電線その他地下に設ける線類	宮崎市	長さ1メートル1年につき	<u>4</u>		
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	<u>370</u>			西都市	3				
	[略]	[略]	[略]			路上に設ける変圧器	宮崎市	1個1年につき	<u>610</u>		
	法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>26</u>		西都市	570				
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>37</u>		地下に設ける変圧器	宮崎市	占有面積1平方メートル1年につき	<u>370</u>		
						西都市	350				
						[略]	[略]				
						法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>26</u>		
							宮崎市				
							西都市		<u>24</u>		
							外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>37</u>		
							宮崎市				
							西都市		<u>35</u>		

	外径が 0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>56</u>		外径が 0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	宮崎市		<u>56</u>
						西都市		<u>52</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>74</u>		外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	宮崎市		<u>75</u>
						西都市		<u>70</u>
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	宮崎市		<u>110</u>
						西都市		<u>100</u>
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	宮崎市		<u>150</u>
						西都市		<u>140</u>
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>260</u>		外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	宮崎市		<u>260</u>
						西都市		<u>240</u>
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>370</u>		外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの	宮崎市		<u>370</u>
						西都市		<u>350</u>
	外径が 1メートル以上のもの		<u>740</u>		外径が 1メートル以上のもの	宮崎市		<u>750</u>
						西都市		<u>700</u>
法第 7 条第 3	地下に設ける通路	占有面積 1 平	<u>480</u>	法第 7 条第 3	地下に設ける	宮崎市	占有面積 1 平	<u>540</u>
						西都市		<u>270</u>

号に掲げる施設	[略]	方メートル1年につき	[略]	
	法第7条第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	1個1年につき	520
	[略]	[略]	[略]	[略]
	法第7条第6号に掲げる仮設工作物	占有面積1平方メートル1日につき	16	
	標識	1本1年につき	990	
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中用材料の置場	占有面積1平方メートル1日につき	6		
[略]				
備考 1～5 [略] 6～9 [略]				

別表第2 (第10条、第15条の7関係)

種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	[略]			[略]	
	補助球技場	1面1時間につき			
		児童生徒	220		
		その他の者	430		
	[略]				
	水泳場				
	室内プールA (温水)	[略]	[略]		
	室内プールA (冷水)	[略]	[略]		
	室内	団体が使用			

号に掲げる施設	通路		方メートル1年につき	[略]
	[略]		[略]	[略]
法第7条第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	宮崎市	1個1年につき	520
		西都市		490
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	宮崎市	占有面積1平方メートル1日につき	18	
	西都市		9	
標識	宮崎市	1本1年につき	1,000	
	西都市		930	
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中用材料の置場	宮崎市	占有面積1平方メートル1日につき	6	
	西都市		3	
[略]				
備考 1～5 [略] 6 都市公園の占有許可による使用料について、市の区分がある場合には、宮崎市内に所在する都市公園の当該使用料は宮崎市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とし、西都市内に所在する都市公園の当該使用料は西都市の区分に応じた金額の欄に掲げる額とする。 7～10 [略]				

別表第2 (第10条、第15条の7関係)

種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	[略]			[略]	
	補助球技場	1面1時間につき			
		児童生徒	550		
		その他の者	1,100		
	[略]				
	水泳場				
	室内プール (温水)	[略]	[略]		
	室内プール (冷水)	[略]	[略]		

	プー ルB (温 水)	する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 個人が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者	1,250 2,490						
	室内 プー ルB (冷 水)	1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体	110 210 630 1,250						
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
	[略]					[略]			

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

